

年に1回は特定健診を受けましょう

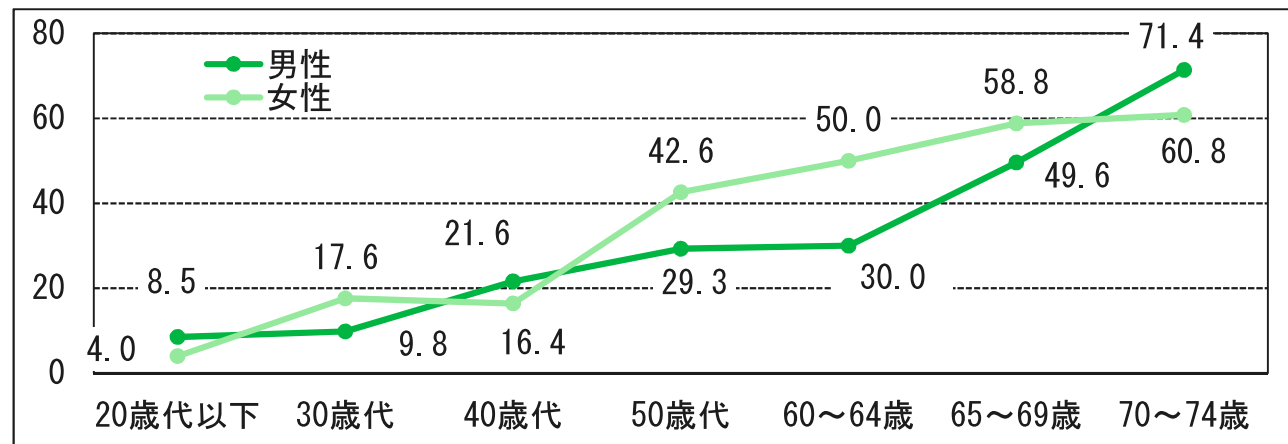
特定健診は40歳以上の方の基本となる健康診査で、メタボリックシンドロームを早期発見・改善することに着目した健診です。血管を傷つける原因となる肥満や喫煙などの生活要因を見直し、高血圧や高血糖、脂質異常などが起きていないかを調べます。

年に1回の特定健診を受診して、健康づくりに活かしましょう。

※特定健診の詳しい受診方法については、4月に郵送した健診申込書に同封の「健康診査のご案内」をご覧ください。

生活習慣病(高血圧・糖尿病・脂質異常症など)を持っている人の割合は男性「65～69歳」・女性「50歳代」で大きく上昇しています

生活習慣病の罹患割合(性別・年齢階級別)



資料：国保データベースシステム「生活習慣病全体のレセプト(平成29年4月)」

健診を受けたら…生活習慣を見直す「チャンス」です

「ちょっと値が高いけど、何も症状がないから気にしない」「治療を受けてくださいといわれたけど、受けていない」「保健指導の通知が届いたけど、忙しくて…」など、生活習慣を見直すチャンスを見逃していませんか？

健診の結果はあなたの身体からのメッセージです。早くから生活習慣を見直し、食事や運動、睡眠の改善などに取り組むことで、生活習慣病の重症化を予防することができます。

ぜひ、このチャンスを逃すことなく、生活習慣を見直しましょう。

がん検診・歯科健診を一緒に受けましょう

次の検診も実施しています。ぜひ、受診しましょう。

- **がん検診**
胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診
子宮がん検診・乳がん検診

- **歯科基本健康診査**
- **肝炎ウイルス検診**
- **骨検診**
- **脳ドック**

※年齢などにより、受けられない検診もあります。詳細は郵送される案内をご覧ください。

● **問合せ先** すこやかセンター内保健環境課

平成30年4月から

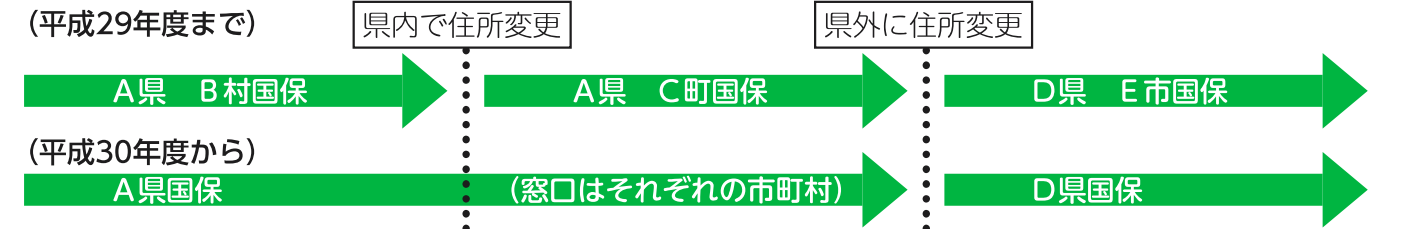
国民健康保険制度が変わりました

現在、国民健康保険は市町村ごとの運営となっていますが、平成30年4月より、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

【制度改正による変更点】

平成30年8月の被保険者証更新時から居住地の都道府県名の保険証になります。

本村にお住まいの方は、「愛知県国民健康保険被保険者証」になります。



高額療養費の多数回該当が都道府県単位になります。

ひと月に支払った医療費が高額となり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分は高額療養費として払い戻しています。

過去12ヶ月間にこの高額療養費の払い戻しに該当された回数が4回以上になった場合は、さらに上限額が下がります。(多数回該当と言います。)

今まで、該当回数は市町村ごとの通算となっておりましたが、平成30年度からは県内の他市町村への異動で、世帯の構成に変更がなければ、異動後も該当回数の通算がされるようになります。

《例》

平成29年度まで		県内で住所変更					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	
平成30年度から							多数回該当
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
							多数回該当

国民健康保険の加入・脱退や保険税についてなどお問合せや届出は、引き続き民生部住民課にて行います。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期が変わります

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の普通徴収分につきまして、平成30年度より納期が変更となります。

・1期あたりの税(料)負担を軽減するため、6期から8期へ変更します。

・仮算定をなくし、7月の本算定から納めていただきます。

(平成29年度まで)

納期月 期別	仮算定						本算定					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	-	1期	-	2期	-	3期	-	4期	-	5期	-	6期

(平成30年度から)

納期月 期別	仮算定						本算定					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	-	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	-

※納付につきましては、便利で確実な口座振替をご利用ください。

● **問合せ先** 民生部住民課

飛鳥村職員募集

飛鳥村職員採用候補者試験を次のとおり行います。

■一般事務職

●**予定人数** 若干名

●**受験資格**

①年齢 平成3年4月2日以降に生まれた方

②学歴 大学(短期大学を除く。)を卒業(平成31年3月31日まで)に卒業する見込みを含む。)した方

③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません。

●**試験日**

・第一次試験

教養試験・適正検査・作文

7月22日(日)

・第二次試験(面接)

8月

●**申込書配布および申込期間**

5月7日(月)～6月26日(火)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も6月26日(火)必着

※土曜・日曜を除く

●**申込み・問合せ先**

総務部総務課

飛鳥村社会福祉協議会職員募集

障害者相談支援事業所 （希望） に勤務する正規職員を募集します。

●**募集人員** 正規職員 若干名

●**採用予定日**

10月1日(希望があれば±1か月の範囲で応相談)

●**受験資格**

昭和53年4月2日以降に生まれた方で、次のどちらか1つに該当する方

①障害者相談支援専門員の資格を有する方

②平成31年3月31日までに厚生労働省告示の実務経験を満たし、障害者相談支援従事者研修を受講できる方

●**一次試験**

6月24日(日) 午前9時から
会場 飛鳥村社会福祉協議会

内容 社会人基礎試験、適正検査

●**二次試験**

7月中旬または下旬

内容 面接試験

※二次試験の日時および会場につきましては、一次試験合格者へ、後日通知します。

●**応募方法**

職員採用試験申込と必要書類を郵送または持参

詳しくは、飛鳥村社会福祉協議会のホームページをご覧ください。だくか電話にてお問合せください。

●**応募期限**

6月1日(金)

●**嘱託職員を募集します。**

●**募集人員** 1名

●**採用予定日**

9月1日(希望があれば±1か月の範囲で応相談)

●**勤務場所**

法人運営・地域福祉部門(予定)

●**応募資格**

①社会福祉士の資格を有する方

②普通運転免許取得者で通勤可能な方

③エクセル、ワード等のパソコン操作ができる方

④40歳未満の方(平成30年3月31日現在)

●**応募方法**

「履歴書」と「社会福祉士登録証」を持参または郵送してください。郵送の場合は、「社会福祉士登録証」は、コピーで問題ありませんが、面接時に確認しますので、面接試験当日に「社会福祉登録証」をご持参ください。

●**応募期限**

6月1日(金)

●**採用試験**

6月中旬または下旬

内容 面接試験

※詳しい日時および面接会場につきましては、後日連絡します。

●**応募および問合せ先**

社会福祉協議会

●**ホームページ**

<http://www.tobishinasya.kyo.jp>

